

函 競 事

令和4年(2022年)8月31日

議 員 各 位

競 輪 事 業 部 長

資 料 の 配 付 に つ い て

このことについて、令和4(2022)年度函館市自転車競走事業特別会計予算が、令和4年9月3日から開催予定の、第11回市営函館競輪において、事業収入のうち車券発売代金の既定予算額を超過することに伴い、払戻金などの直接必要とする経費の予算額に不足を生じるため、令和4年8月31日付けで地方自治法第218条第4項および函館市特別会計条例第2条の規定により弾力条項を適用することといたしました。

つきましては、このことに関する資料を下記のとおり配付いたしますので、よろしく願いいたします。

記

ページ

- 令和4(2022)年度函館市自転車競走事業特別会計の  
弾力条項適用について・・・・・・・・・・1～4

## 令和4(2022)年度函館市自転車競走事業特別会計の弾力条項適用について

- 令和4(2022)年度函館市自転車競走事業特別会計予算について、事業収入のうち車券発売代金の既定予算額は、24,300,000千円ですが、年間開催日数65日のうち、令和4年8月17日現在で、47日終了時の実績額は、21,422,029千円に達しており、これに残り18日の見込額を加えますと、車券発売代金決算見込額は、29,000,000千円となります。

このまま推移いたしますと、第11回前節(9月3日～5日)において、既定予算額を超過することになり、払戻金などの直接必要経費も増となり、歳出予算に不足を生じるため、令和4年8月31日付けで地方自治法第218条第4項および函館市特別会計条例第2条の規定(資料)により弾力条項を適用することといたしました。

適用にあたりましては、車券発売代金決算見込額に基づき、既定の歳入歳出予算額24,384,272千円に歳入歳出それぞれ4,700,000千円を増額し、弾力条項適用後の歳入歳出予算の総額を29,084,272千円とするものであります。

### ○ 弾力条項適用概要

歳入 (単位：千円)

事項名	既定額	弾力条項適用額に係る財源充当額	計
車券発売代金増	24,300,000	4,700,000	29,000,000
弾力条項を適用されなかった事項に係る額	84,272		84,272
歳入合計	24,384,272	4,700,000	29,084,272

歳出 (単位：千円)

事項名	既定額	弾力条項適用額	計
開催業務等委託料(債務負担行為分)増	1,061,181	205,249	1,266,430
臨時場外車券売場開設経費増	2,720,227	842,092	3,562,319
競輪振興法人交付金増	494,787	108,179	602,966
払戻金増	18,195,840	3,544,480	21,740,320
弾力条項を適用されなかった事項に係る額	1,912,237		1,912,237
歳出合計	24,384,272	4,700,000	29,084,272

○ 弾力条項適用内訳

1. 歳 入

- ・車券発売代金の決算見込額については、第8回後節までの47日間の実績額と、第10回前節～第13回の18日間の見込額で算出した。

(単位：千円)

区 分	既定額 A	実績額 47日間 B	見込額 18日間 C	計 D = B + C	増減額 E = D - A
本 場	102,196	98,362	20,514	118,876	16,680
サテライト松風	28,342	20,296	5,777	26,073	△ 2,269
電話投票(CTC)	4,607,316	3,370,953	1,181,403	4,552,356	△ 54,960
重勝式投票	65,000	37,041	18,000	55,041	△ 9,959
※ 臨時場外	19,497,146	17,895,377	6,352,277	24,247,654	4,750,508
合 計	24,300,000	21,422,029	7,577,971	29,000,000	4,700,000

※場間場外、専用場外、インターネット(民間ポータルサイト)による売上

2. 歳 出

- ・車券発売代金の増加により、業務の遂行に直接必要な次の経費について弾力条項を適用する。

(単位：千円)

事 項 名	既定額	弾力条項 適用額	計
開催業務等委託料(債務負担行為分)増	1,061,181	205,249	1,266,430
臨時場外車券売場開設経費増	2,720,227	842,092	3,562,319
競輪振興法人交付金増	494,787	108,179	602,966
払戻金増	18,195,840	3,544,480	21,740,320
弾力条項を適用されなかった事項に係る額	1,912,237		1,912,237
計	24,384,272	4,700,000	29,084,272

○ グレード別売上実績・見込額

GⅢ (記念競輪)

(単位：千円)

区 分	既定額 A	実績額 4日間 B	見込額 C	計 D = B + C	増減額 E = D - A
本場・サテライト松風	41,750	48,849		48,849	7,099
電話投票(C T C)	803,999	1,006,580		1,006,580	202,581
重勝式・臨時場外	3,154,251	4,402,554		4,402,554	1,248,303
合 計	4,000,000	5,457,983		5,457,983	1,457,983

GⅢ (函館ミリオンナイトカップ)

(単位：千円)

区 分	既定額 A	実績額 4日間 B	見込額 C	計 D = B + C	増減額 E = D - A
本場・サテライト松風	20,927	21,297		21,297	370
電話投票(C T C)	602,997	574,338		574,338	△ 28,659
重勝式・臨時場外	2,376,076	2,614,925		2,614,925	238,849
合 計	3,000,000	3,210,560		3,210,560	210,560

FⅠナイター

(単位：千円)

区 分	既定額 A	実績額 9日間 B	見込額 9日間 C	計 D = B + C	増減額 E = D - A
本場・サテライト松風	42,396	27,201	21,198	48,399	6,003
電話投票(C T C)	1,385,724	657,749	703,191	1,360,940	△ 24,784
重勝式・臨時場外	5,513,160	3,041,011	3,132,273	6,173,284	660,124
合 計	6,941,280	3,725,961	3,856,662	7,582,623	641,343

FⅡナイター

(単位：千円)

区 分	既定額 A	実績額 12日間 B	見込額 3日間 C	計 D = B + C	増減額 E = D - A
本場・サテライト松風	25,465	21,311	5,093	26,404	939
電話投票(C T C)	525,060	344,584	179,322	523,906	△ 1,154
重勝式・臨時場外	2,206,755	2,253,222	920,763	3,173,985	967,230
合 計	2,757,280	2,619,117	1,105,178	3,724,295	967,015

FⅡミッドナイト

(単位：千円)

区 分	既定額 A	実績額 18日間 B	見込額 6日間 C	計 D = B + C	増減額 E = D - A
本場・サテライト松風					
電話投票(C T C)	1,289,536	787,702	298,890	1,086,592	△ 202,944
重勝式・臨時場外	6,311,904	5,620,706	2,317,241	7,937,947	1,626,043
合 計	7,601,440	6,408,408	2,616,131	9,024,539	1,423,099

総計

(単位：千円)

区 分	既定額 A	実績額 47日間 B	見込額 18日間 C	計 D = B + C	増減額 E = D - A
本場・サテライト松風	130,538	118,658	26,291	144,949	14,411
電話投票(C T C)	4,607,316	3,370,953	1,181,403	4,552,356	△ 54,960
重勝式・臨時場外	19,562,146	17,932,418	6,370,277	24,302,695	4,740,549
合 計	24,300,000	21,422,029	7,577,971	29,000,000	4,700,000

## ○函館市特別会計条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により，次の各号に掲げる特別会計を，当該各号に定める目的のため設置する。

(3) 自転車競走事業特別会計                      自転車競走事業

(弾力条項の適用)

第2条 前条第3号に掲げる特別会計については，地方自治法第218条第4項の規定を適用することができるものとする。

## ○地方自治法

(補正予算，暫定予算等)

第218条第4項 普通地方公共団体の長は，特別会計のうちその事業の経費を主として当該事業の経営に伴う収入をもって充てるもので条例で定めるものについて，業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは，当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費（政令で定める経費を除く。）に使用することができる。この場合においては，普通地方公共団体の長は，次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

## ○地方自治法施行令

(弾力条項の適用できない経費)

第149条 地方自治法第218条第4項に規定する政令で定める経費は，職員の給料とする。